

**「市町村子ども・子育て支援事業計画」
作成時の利用希望などの把握について**

1. 制度上の位置付け

市町村子ども・子育て支援事業計画には、計画期間（5年間）について「量の見込み」と「確保の内容」・「実施時期」を記載。

「量の見込み」は、「現在の利用状況」+「今後の利用希望」を踏まえて設定。

「今後の利用希望」を把握するためには、住民に対する利用希望の調査が必要。

昨年8月に成立した子ども・子育て支援法においては、

- ・子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向などを勘案して作成、
 - ・子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するように努めるものとする、
- ことを法定し、市町村による住民の利用希望などの把握を明記。

子ども・子育て支援新制度では、住民の利用希望の把握の必要性が高い。

次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画には、上記の規定はなし。

< 子ども・子育て支援法第61条(抄) >

- 1 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成しなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

2. 利用希望などの把握にかかる考え方について

(1) 利用希望の把握の主体

新制度の実施主体たる市町村が、具体的な内容を決定。

利用希望の把握の実施時期、実施方法など

国は、新制度の趣旨に照らし、下記を実施。

各市町村の事業計画に「量の見込み」が適切に設定されるよう、利用希望の把握方法のひな形を提示。

各市町村は、上記のひな形を踏まえて具体的な内容を決定。

各市町村が作成する事業計画において設定される「量の見込み」について、「現在の利用状況」+「今後の利用希望」を踏まえて設定することを、国の基本指針に規定。

(2) 利用希望の把握方法 対象年齢

新制度は、「幼児期の学校教育」・「保育」・「地域の子育て支援」の3本柱。

・「幼児期の学校教育」・「保育」 対象年齢は就学前の子ども(0～5歳)

「地域の子育て支援」 対象年齢は、放課後児童クラブ(小学生)を除き、概ね就学前の子ども(0～5歳)

利用希望の把握は、就学前の子ども（0～5歳）を主たる対象としてはどうか。

放課後児童クラブについては、自治体の調査・集計負担を軽減する観点から、利用希望の把握の対象は、5歳以上の就学前の子どもを基本とするが、地域の実情を踏まえ、自治体の判断で現在の利用児童について高学年の利用希望を別途把握。

把握方法

- ・対象年齢の子どもがいる世帯へのアンケート調査。（抽出調査が基本）
- ・具体的な抽出方法は、各市町村において設定。

把握する具体的な項目

1) 利用希望を把握する事業の区分・・・就学前の子ども（0～5歳）

「幼児期の学校教育」・「保育」 定期的な利用が主。

（例：月～金又は土の利用で1日 時間/月・水・金・土の利用で月 時間 など）

「地域の子育て支援」 その都度の利用が主。

（例：地域子育て支援拠点事業を週 日程度利用 など）

「幼児期の学校教育」・「保育」と「地域の子育て支援」とでは、利用実態・希望に差があることから、「定期的に利用する事業」、「その都度の不定期で利用する事業」の大きく2グループに分けて項目を整理。

つづく

「幼児期の学校教育」に含まれる事業・・・

幼稚園、認定こども園（標準時間）

幼稚園における「預かり保育」については、利用の有無や利用状況を区別して把握
「保育」に含まれる事業・・・

認可保育所、認定こども園（長時間利用）、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、自治体が独自に認証・認定した保育施設、その他の認可外保育施設 など

「地域の子育て支援」に含まれる事業・・・

子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 など

- 2) 1) の各区分に応じて「現在の利用状況」+「今後の利用希望」を把握。
現在の利用状況のまま / 現在利用している事業について利用頻度を変更したい / 現在は利用していないが今後は利用したい など
一歳まで育児休業を取得できた場合の利用開始の希望時期を併せて把握。

3) 「保育」は就労状況によって利用可否が変わる

新制度では保育の必要性の認定は保護者の就労が主たる要件。

今後の就労希望を調査。

・就労を希望する時期や就労形態等について複数の選択肢を付して聞く。

つづく

検討に際して考慮すべき点

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画策定時の調査における課題点について（これまでに寄せられた意見と対応方針）

< 実際の必要量よりも見込み量が多く出る傾向との意見 >

- ・保育の必要量が実際の利用状況に比べて高く出る傾向が見られる。（「働きたい」と希望しても、実際の就労に結びつかないケースがある / 利用料の記載がない など）
- ・放課後児童クラブの必要量が実際の利用状況に比べて高く出る傾向が見られる。（「働きたい」と希望しても、実際の就労に結びつかないケースがある / 利用料の記載がない など）
- ・その他の事業（一時預かり、病児・病後児保育等）の必要量が実際の利用状況に比べて高く出る傾向が見られる。（類似の機能を有する事業について、事業ごとに利用希望を聞いている / 利用料の記載がない など）

- ・一定の利用料が発生することを明記。
- ・就労希望の時期や就労形態等について複数の選択肢を付して聞く。
- ・同趣旨の事業の利用希望についてはまとめて把握し、実施する事業の振り分けについては、各自治体が裁量を持てる形にする。

< 見込み量が十分ではないとの意見 >

- ・子育て家庭の孤立化が進んでいる。
- ・地域の子育て支援の認知度が十分でなく、質が十分でないため、利用希望が出にくい。

「地域の子育て支援」(放課後児童クラブ含む。))

(

調査項目を増やしてきめ細かな調査をしたいという自治体と、項目を絞ってわかりやすくしたい(簡略で回答しやすい調査)という自治体の双方あり。

量の見込みの推計上必要な項目(=全国共通)を明確化しつつ、必要に応じて、項目を追加あるいは、絞り込みができるような仕組みとする。